

あっせんの申立て事案の概要とその結果（平成 26 年度第 1 四半期）

デリバティブ関係（金利・商品系）

一般社団法人全国銀行協会

事案番号	25 年度(あ)第 163 号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行から融資を受けるに当たり、金利変動リスクをヘッジする必要はなかったが、B銀行担当者から、本件契約の締結が融資条件であると示唆されたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。
相手方銀行(B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、融資の実行に当たり、A社が金利変動リスクをヘッジすることを希望したため、本件契約を提案するに至った。 ・当行担当者は、A社に本件契約が融資条件であると説明した事実はない。また、本件契約締結当時、A社は複数の金融機関と取引を行っており、当行がA社に対して優越的地位の濫用を行った事実はない。 ・当行は、本件契約の締結に伴うヘッジ比率を確認し、問題がないと判断した。
あっせん手続の結果	<p>【申立受理→和解契約書の締結】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年2月 20 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、B銀行に対して、ヘッジ比率の検証が十分とはいえないことを指摘した。 ・その上で、あっせん委員会は、B銀行がA社の損失の一部を負担するというあっせん案を提示した。 ・その結果、A社とB銀行の双方が受諾したことから、あっせん成立となった。 ・平成 26 年4月 23 日付けで和解契約書を締結した。

事案番号	25 年度(あ)第 207 号
申立ての概要	説明不十分で締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社は、B銀行から融資を受けるに当たり、B銀行担当者から勧誘を受け、本件契約を締結した。

(注)紛争事案の概要は、銀行のお客さまにあっせん委員会の活動や役割をご理解いただくこと、また加入銀行において同種の紛争事案の再発防止や未然防止に役立てることを目的として掲載しています。

掲載に当たっては、当事者のプライバシー等に配慮したうえで、できる限り一般的・原則的な用語や表現に置き換えるなどの工夫をしています。

また、「あっせん手続の結果」は、あっせん委員会が個々の事案における取引経過や背景等を考慮したうえで判断したものであり、契約類型として類似した事案であっても、同様の判断となるものではないことにご留意ください。

	<ul style="list-style-type: none"> ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容及び解約清算金について、十分な説明を受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入れ状況を把握し、借入金の金利変動リスクに係るヘッジニーズがあることを確認した上で、本件契約を勧誘し、締結に至った。 ・当行担当者は、所定の資料を用いて、A社に対し、本件契約の内容について十分な説明を行っており、A社は本件契約の内容等を十分理解していたものと判断している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年4月 28 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

事案番号	25年度(あ)第224号
申立ての概要	優越的地位の濫用により締結させられた金利スワップ取引に係る損害賠償請求
申立人の属性	法人
申立人(A社)の申出内容	<ul style="list-style-type: none"> ・B銀行との間で締結した金利スワップ取引に係る損害を賠償することを求める。 ・当社が、B銀行に融資を申し込んだところ、B銀行担当者から本件契約の締結が融資条件であると言われたため、やむを得ず本件契約の締結に至った。しかし、当社には金利変動リスクをヘッジするニーズはなかった。 ・当社は、B銀行担当者から本件契約の内容について、十分な説明は受けていない。
相手方銀行 (B銀行)の見解	<ul style="list-style-type: none"> ・当行担当者は、A社の借入状況を把握した上で、金利変動リスクをヘッジする必要があると判断し、本件契約を提案したところ、将来の金利上昇リスクをヘッジしたいとの意向が示されたため、締結に至った。 ・当行担当者は、A社に本件契約が融資条件であるとの説明を行った事実はない。また、A社には複数の取引金融機関があり、当行は優越的地位にはなかった。 ・当行担当者は、A社に対し、所定の資料を用いて、本件契約の内容について丁寧に説明を行っており、A社も本件契約の内容を理解していたものと認識している。
あっせん 手続の結果	<p>【申立受理→あっせん打ち切り】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あっせん委員会は、A社の申立てを「適格性あり」として受理し、平成 26 年6月 16 日、A社とB銀行から事情聴取を行った。 ・あっせん委員会は、本件紛争について、当事者双方の主張に隔たりが大きく、あっせん成立の見込みがないことから、あっせん手続を打ち切った。

以上